

# 白浜町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

令和8年3月  
白浜町教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑かつ多様化し、教職員等に求められる役割は拡大している。

このような中で、教職員は、こどもたちの多様な教育課題への対応に加え、事務量の増加や保護者等への対応、部活動の指導等、様々な業務を担っており、多忙化による長時間勤務が大きな課題となっている。

そのため、本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

白浜町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、白浜町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

### (2) 本町の現状

和歌山県教育委員会が平成30年5月に「教職員の働き方改革推進プラン」策定するとともに、「教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」により、時間外在校等時間の上限の目安を示し、白浜町教育委員会でも教職員の長時間労働の解消に取り組んできた。

しかしながら令和6年度において、町内小中学校職員の時間外在校等時間や令和7年度のストレスチェックの状況は下記表の通りとなっている。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33.1時間	24.1%	3.25%
中学校	月38.4時間	30.6%	3.25%

#### 【令和7年度のストレスチェックの状況】

	高ストレスの割合
小学校	7.5%
中学校	14.9%

こうした状況を踏まえ、教職員が心身ともに健康でやりがいを持ち、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間でこどもと向き合う時間や授業改善の時間を十分に確保できるよう、勤務時間を意識した働き方を確立することがこれまで以上に重要である。

白浜町教育委員会は、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行うため、白浜町や県教育委員会、また教育に関わる関係団体等が一体となって、家庭や地域の理解と協力を得ながら、学校及び教職員の勤務時間の改善等、「働き方改革」をさらに進めて行く必要がある。

## 2 目標

### ( 1 ) 時間外在校等時間

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間を上回る教職員の割合を小学校 1 2 %、中学校 1 5 %にする。
- ② 1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を上回る教職員の割合を小中学校ともに 0 %にする。
- ③ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

### ( 2 ) 「校務の効率化に向けた点検シート」の達成

- ① すべての学校で「達成できた」の項目数の割合を 8 0 %にする。

### ( 3 ) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等

- ① 教職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を 1 年につき 1 0 日以上にする。  
(年休については、年度ではなく、その年 1 年の日数で見ていく。)
- ② ストレスチェックでの「高ストレスの割合」を小中学校とも 5 %以下にする。
- ③ 教職員が、こどもとの関わりや自身の専門性を十分に発揮できる境の中で、仕事にやりがいを感じるとともに、心身の健康が保持され、生き生きと勤務できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和 8 年度から令和 1 1 年度までの 4 年間とする。ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### ( 1 ) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・県が推進するスクールガードリーダーを活用し、学校や通学路の巡回指導等の実施や、見守り体制の一層の強化を図る。

##### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察青少年センター連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- 学校徴収金の徴収・管理
  - ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、令和8年度からモデル校で徴収金業務のシステムの導入を始める。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・保護者からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは対応が困難な事案について、和歌山県教育庁タスクフォース制度の活用を進めると共に、学校と町教育委員会や県教育委員会が連携して対応する等、学校が教育活動に専念できるようトラブルの解決に向けた学校外からの支援を行う。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
  - 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
    - ・町が包括提携している民間事業者に依頼し、フォーマットやウェブサイトを作成する。
  - ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
    - ・教育委員会と連携を図りながら、民間事業者から支援してもらうと共に外部委託をする。
  - 校内清掃
    - ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
  - 部活動
    - ・令和10年夏を目標に、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
  - 給食の時間における対応
    - ・食に関する指導については、栄養教諭が対応する。
  - 授業準備
    - ・授業準備や採点作業等を補助する県配置の教員業務支援員を積極的に配置するとともに、ICTの活用を促進する。
  - 学習評価や成績処理
    - ・校務支援システムの機能やデジタルドリルの活用を引き続き取り入れ、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担軽減するために、自動採点技術等の活用を検討していく。
  - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
    - ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ ICT の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化を図っていく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1 箇月時間外在校等時間が2ヶ月にまたがって 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施することを検討する。
- イ すべての学校職員に対してストレスチェックを行い、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- オ 各学校における長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大や冬期休業中の設定を推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間等の状況を把握し、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、継続して時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、該当職員毎に、その原因や改善策について検証し、学校全体の業務量の平準化と校務効率化を図れるよう、必要な指導・助言を行う。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダー

シップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (7) 管理職を始め、各職員のニーズに合った研修が、効果的な自己研修に繋がるよう、和歌山県教育委員会の配信する研修動画パッケージを周知し、積極的に活用するよう促す。

# 文部科学省 参考資料

地域・保護者の皆様へ

[https://www.mext.go.jp/content/20250808-mxt\\_syoto01-000042920\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250808-mxt_syoto01-000042920_4.pdf)

学校と教師の業務の3分類

[https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt\\_syoto01-000045031\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_06.pdf)

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
- ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
- ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

# 「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

## 教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



### 学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

#### 教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- **部活動の地域展開**等の推進

#### 学校



- **業務の精選・見直し**
  - 学校における業務分担の見直し
  - 標準を大きく上回る授業時数の見直し
  - 校務DXの加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
  - 学校評価を活用
  - 学校運営協議会の仕組みを活用



#### 地域・保護者

- **学校との連携・協働**
  - 学校運営協議会※2などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
  - 総合教育会議※3を通じた連携・協働



#### 首長部局

学校の指導・運営体制の充実

- 1 教職員の定数を改善します
- 2 支援スタッフを充実します
- 3 若手教師のサポート体制を整えます
- 4 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- 1 約50年ぶりの給与改善
- 2 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための周知・広報

✓ 「計画」の総合教育会議への報告

✓ 首長部局との連携

✓ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

✓ 学校への支援

といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言



## そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や  
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う  
マンパワーを確保します



「計画」の  
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の  
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への  
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り  
などに共に取り組みます



首長部局や地域・  
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため  
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師のサービスを監督する教育委員会には、  
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、  
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等  
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への  
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

### 安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、  
教師が教師でなくてはできないことに集中する  
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

# 学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます



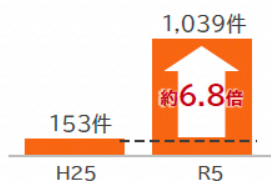
子供たちへのより良い教育のために

さらなる学校へのご協力をお願いします

## 1 教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発生日数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均  
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態



■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)



▶ 教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

## 2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための仕組み作り

■教職員定数の改善  
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、地域や保護者の皆様のご協力が不可欠です！

## 3 ご協力いただきたいこと

- ✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、**学校運営に参画**いただく
- ✓ 学校以外が担うべき業務の**役割分担の見直しへのご協力** (登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)
- ✓ **学校行事や業務の見直しへのご理解**



## ※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・音量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください